

# 会 議 録

## 1 会議名

第7回浦川原区地域協議会

## 2 議題（公開・非公開の別）

### (1)報告（公開）

#### ア 会長報告

- ・大浦安地域協議会正副会長会議の開催について

#### イ 委員報告

（報告なし）

#### ウ 市からの報告

- ・月影の郷の利用料金の上限額の変更について（諮問除外事項）
- ・事務事業評価の実施について
- ・平成30年度地域活動支援事業の進捗状況について

### (2)協議（公開）

#### ア 平成30年度地域活動支援事業報告会の開催について

#### イ 浦川原区における平成31年度地域活動支援事業の採択方針案の協議について

### (3)その他（公開）

#### ア 次回の開催日時等について

#### イ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律について

#### ウ 平成31年度地域協議会と中学生との意見交換会について

## 3 開催日時

平成31年1月30日（水）午後5時30分から午後6時10分まで

## 4 開催場所

浦川原コミュニティプラザ 市民活動室4・5

## 5 傍聴人の数

1人

## 6 非公開の理由

## 7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

- ・委 員：五十嵐広美副会長、池田幸博、市村一雄、金子百合江、杉田和久、西山康博、

福井克利、藤田宏経 会長、前島邦子、村松清、村松進副会長、和栗恵子

- ・事務局：浦川原区総合事務所大坪所長、長谷川次長、総務・地域振興グループ岩野グループ長、産業グループ山崎グループ長、建設グループ大島班長、市民生活・福祉グループ五井野グループ長、太田上席保健師長、教育・文化グループ渡邊グループ長、総務・地域振興グループ宮川班長、西條主事

## 8 発言の内容

### 【藤田会長】

- ・会議の開会を宣言。
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上が出席しているので、会議が成立する旨を報告。
- ・出席者は12人。
- ・会議録の確認：西山康博委員に依頼。

### 【藤田会長】

次第の「1 報告」の「(1) 会長報告」であるが、大浦安地域協議会の正副会長会議を開催する予定である。担当は輪番制であり、今回は浦川原区が担当である。

この大浦安地域協議会正副会長会議は、担当となった区から課題を提起し、協議する形をとっている。今までこの会議には行政が参加していなかったが、今回担当区が一巡したことから、大島区、安塚区の正副会長に、次回から行政からも参加していただければどうかと提案していきたいと考えている。大浦安で抱える課題について、共通する内容を理解していただき、アクションをおこせるものは行っていただければどうかと考えている。日時については、平成31年2月7日(木)の午後6時からを予定しているが、会場は未定である。開催結果については次回の地域協議会において報告させていただく。

次に「(2) 委員報告」であるが、委員の皆さんから何かないか。

(会場内から「なし。」の声)

次に「(3) 市からの報告」であるが、「月影の郷の利用料金の上限額の変更について」は諮問除外事項である。はじめに諮問除外事項について説明をいただき、その説明後、「月影の郷の利用料金の上限額の変更について」説明をいただく。

### 【総務・地域振興グループ岩野グループ長】

市長からの諮問とは、市長が政策判断の参考とするため、特定の案件について諮問機関に対して意見を求めるものである。地域協議会は諮問機関であり、地域協議会への諮問基準は上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第2項の規定に基づき地域自治区に関

する重要事項について、当該区の住民の生活に及ぼす影響の観点から意見を聞くために行っている。ただし、市長は自らの政策判断に必要とする意見を求めるために地域協議会に諮問を行っていることから、その政策判断の参考とする基準が別にある案件については、諮問から除外しており、これらが諮問除外事項となる。

具体的には、市道の認定や廃止、指定管理者の選定、統一基準に基づく公の施設の使用料の定期的な見直しや設定、公の施設への指定管理者制度の導入や廃止、地域自治区内の特定の地域の利用に特化した施設の廃止、管理の在り方などがこれに当たる。なお、市道の認定や廃止、指定管理者の選定以外の項目については、地域協議会への諮問は行わないが、報告は必要とされていることから、今回、市からの報告にある「月影の郷の利用料金の上限額の変更について」を報告させていただく。

**【産業グループ山崎グループ長】**

（資料1に沿って説明。）

**【藤田会長】**

続いて、「事務事業評価の実施について」及び「平成30年度地域活動支援事業の進捗状況について」説明いただく。

**【総務・地域振興グループ岩野グループ長】**

（資料2、資料3に沿って説明。）

**【藤田会長】**

委員の皆さんから何か質疑等ないか。

（会場内から「なし。」の声）

次に「3 協議」に入る。「(1) 平成30年度地域活動支援事業報告会の開催について」説明いただく。

**【総務・地域振興グループ岩野グループ長】**

（資料4に沿って説明。）

**【藤田会長】**

地域活動支援事業報告会の開催日時について腹案があり、平成31年3月3日（日）午後1時30分から浦川原コミュニティプラザ市民ホールで開催したいと考えている。内容としては、事業採択された団体から活動内容を報告していただくものである。この報告会終了後、第9回地域協議会を開催したいと考えている。ご了解いただきたい。

続いて、「(2) 浦川原区における平成31年度地域活動支援事業の採択方針案の協議について」説明いただく。

**【総務・地域振興グループ岩野グループ長】**

(資料5に沿って説明。)

**【藤田会長】**

資料にはないが、平成30年度の各区の採択方針が事務局から送付されるので、それらも参考にさせていただき、意見については、2月8日(金)までに事務局へ提出していただきたい。

その他、委員の皆さんから何か意見等ないか。

(会場内から「なし。」の声)

それでは、「4 その他」に入る。「(1) 次回の開催日時等について」平成31年2月21日(木)午後6時30分から浦川原コミュニティプラザの市民活動室4・5で開催したいと考えている。また、平成31年3月3日(日)に開催する平成30年度地域活動支援事業報告会終了後、第9回地域協議会を開催するというので、よろしく願いたい。

次に「(2) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律について」、学校関係と施設関係があるので、はじめに学校関係、次に施設関係の説明をいただく。

**【教育・文化グループ渡邊グループ長】**

(資料6に沿って説明。)

**【産業グループ山崎グループ長】**

資料はないが、霧ヶ岳温泉ゆあみについて説明させていただく。

霧ヶ岳温泉ゆあみについては平成3年度に新築した施設であり、本館はふるさと創生資金1億円事業という交付金で整備された事業である。交付金は補助金とは違い地方交付税に盛り込まれて市町村に交付されるものである。また、平成3年度の本館整備と平成4年の別館増築時に起債を活用して整備しているが、起債については、すでに全額返済済みであることから、本館と別館は補助金返還の対象となる施設ではない。ただし、平成5年度にアイス加工所の生産販売量の増加を目的に、新潟県の補助金を活用して整備した、本館奥側に別棟平屋建てで建設した特産加工施設がある。この新潟県の補助金は国の補助金に準ずることから廃止や目的外に使用をする場合は、新潟県との協議が必要となる。

**【藤田会長】**

これについて、何か質疑等ないか。

(会場内から「なし。」の声)

次に「(3) 平成31年度地域協議会と中学生との意見交換会について」村松進副会長より説明いただく。

### 【村松進副会長】

本日配布された資料に新潟日報の掲載記事がある。我々も1年目に手さぐり状態から始まり、今回、3年目でようやくマップ作りを行い、形になってきたと感じている。今年度は、中学1年生を対象に浦川原区の文化、歴史、産業などのマップを作ったわけだが、この取組について、平成31年度も継続していきたいと考えている。

先日、浦川原中学校長とお会いし、取組の継続についてお聞きしたところ、ぜひ取組んでほしいと言われたことから、委員の皆さんからご協力をいただき取組んでいきたい。

### 【藤田会長】

これについて、実行委員の方もいるが、他の委員から何か意見等はないか。

(会場内から「なし。」の声)

他にないか。なければこれで第7回浦川原区地域協議会を閉会する。

### 9 問合せ先

浦川原区総合事務所 総務・地域振興グループ

TEL : 025-599-2301 (内線 305)

E-mail : [uragawara-ku@city.joetsu.lg.jp](mailto:uragawara-ku@city.joetsu.lg.jp)

### 10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。